
第3次名護市障がい者プラン

名護市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画



平成 30 年3月

沖縄県 名護市



はじめに

近年は、九州北部地方の大雨に代表されるように、地震、台風や集中豪雨等による自然災害が多発し、人的被害をはじめ家屋の倒壊、道路の損壊など我々の生活に甚大な被害をもたらしています。私たち地方自治体を取り巻く社会・財政情勢は、ゆるやかな回復傾向にあるものの依然として厳しく、少子高齢化、高齢者等単身世帯の増加等の影響により、「つながり」や「相互扶助」等、かつて各家庭や地域が持ち合わせていた役割を果たすことが難しい状況となっています。

本市では、「第2次名護市障がい者プラン（名護市第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画）」を平成24年度から平成29年度までの6ヵ年計画として策定し、障害福祉計画については平成27年度から平成29年度までの「第2次名護市障がい者プラン—改訂版—（名護市第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画）」を基にして各種の障がい者施策を推進して参りました。

障がい者を取り巻く状況も大きく変化し、国においては、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、沖縄県においては、平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行されるなど、共生社会の実現に向けた環境づくりが進みつつあり、障がい児・者への支援が重要な課題となっています。さらに、災害時の支援等、複雑・多様化するニーズに対応した相談体制の構築と、きめ細かな福祉サービスの実施が重要となっております。

これらの状況を踏まえつつ、国の指針等を加味し、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う新たな障害福祉サービス、障害児福祉計画を追加し、「第3次名護市障がい者プラン（名護市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」を策定致しました。

今後、本プランに基づき国や沖縄県、市社会福祉協議会、市内事業者等関係機関と連携し、基本理念として掲げている「お互いの人格と個性を尊重し、生きがいのある暮らしを育み、思いやりで支える共生のまち・なご」の実現に向け取り組んで参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

結びに、この計画を策定するにあたりご尽力賜りました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

名護市長 渡具知 武豊

目次

序章

1. プラン策定の背景と目的…………… 1
2. プランの性格と法的根拠…………… 2
3. プランの期間…………… 4
4. プランの対象…………… 5

I 章. 総論

1. 基本理念…………… 7
2. プランの基本的方向…………… 8
3. 施策体系…………… 9

II 章. 各論

1. 福祉のネットワークづくりを進めるまち…………… 13
2. 健やかでやすらぎのあるまち…………… 21
3. 自立と社会参加を支えるまち…………… 27

III 章. 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 平成 32 年度の成果目標…………… 35
2. 障害福祉サービス利用見込み量等について…………… 41
3. 相談支援サービス利用見込み量等について…………… 49
4. 児童福祉法に基づくサービスについて…………… 51
5. 地域生活支援事業の見込み量等について…………… 54

IV 章. プランの推進に向けて…………… 63

参考資料…………… 65

序章

1. プラン策定の背景と目的

我が国においては、この間、地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築に向け、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法（平成24年）や障害者差別解消法（平成25年）の公布等が進むなど、新たな法制度が整えられてきています。加えて、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、障がい者や難病患者等の活躍支援が盛り込まれているとともに、地域共生社会の実現が謳われています。沖縄県においても、障がいのある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し、「共生社会条例（正式名称：沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）」を平成26年4月1日より施行するなど、共生社会の実現に向けた環境づくりが進みつつあります。

そうした中で、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことに伴い、障がい者の定義への難病等の追加、従来の障害程度区分から標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めるなど、支援の枠組みが見直されるとともに、重度訪問介護の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、コミュニケーション支援から意思疎通支援への変更等、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見直しが進められてきています。また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることとされていることから、障害福祉計画の見直しと併せて障害児福祉計画の策定を行っていくなど、制度の改変等に併せて計画内容の充実を図っていくことが求められています。

名護市においては、平成26年度に策定した『第2次名護市障がい者プラン-改訂版-（名護市第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画）』に基づき、施策の展開を図ってきました。同計画は、障がい者施策の基本的事項を定める「第2期名護市障害者計画」（障害者基本法による）と、3年を1期として障害福祉サービス等の確保に関して定める「第4期名護市障害福祉計画」（障害者自立支援法による）を一体的に策定したものとなっています。そうした中、現行計画が平成29年度末をもって終了となることから、この間の取組みを点検・評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

したがって本計画は、国の動き・考え方を踏まえ、新たな計画の策定へ向け、地域に住む障がい者本人等のニーズ把握、障害福祉サービス等に係る各種施策の点検等により課題を整理し、新たに「名護市障害児福祉計画」を包含させた『第3次名護市障がい者プラン（名護市第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）』として策定するものです。

2. プランの性格と法的根拠

(1) プランの法的根拠

本プランは、下記の国の考え方を受け、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定していくものとし、その名称を『第3次名護市障がい者プラン』とします。

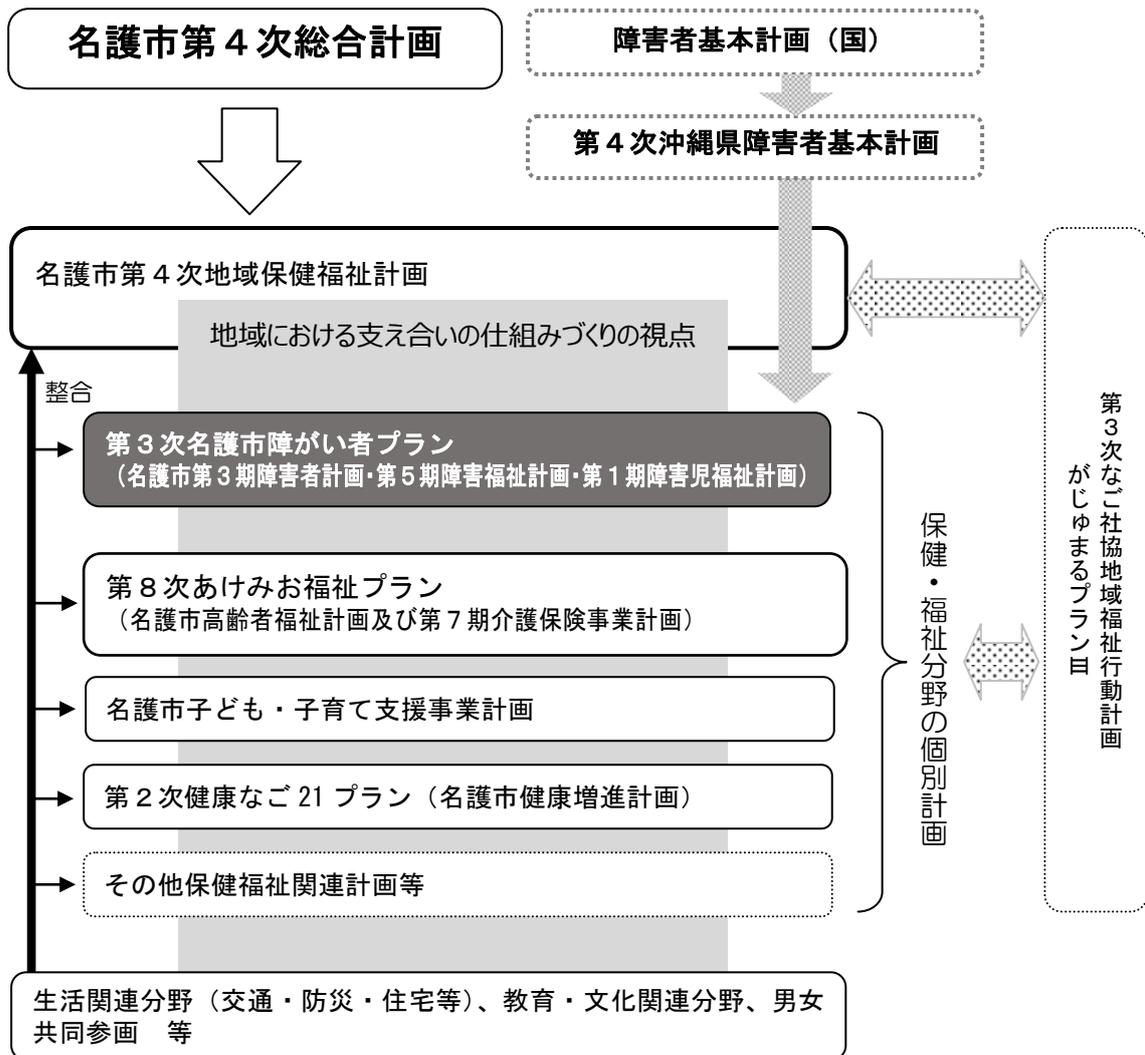
具体的には、障害者計画が障がい者のライフステージ全般を支援していく計画であるのに対し、障害福祉計画は生活支援（在宅支援等）や雇用・就業支援を中心にしたサービス提供に関する計画、障害児福祉計画は障がい児の相談やサービス提供に関する計画とみることができます。以下に、それぞれの計画の性格や記載すべき内容を示します。

<「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の関係表>

準拠法	計画名	概要
障害者基本法 (第11条第3項)	市町村障害者計画	障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害者総合支援法 (第88条)	市町村障害福祉計画	障害福祉サービス等の見込量や目標値、サービスの確保に向けた方策等を定める短期の計画
児童福祉法 (第33条の20)	市町村障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める計画

(2) プランの位置づけ

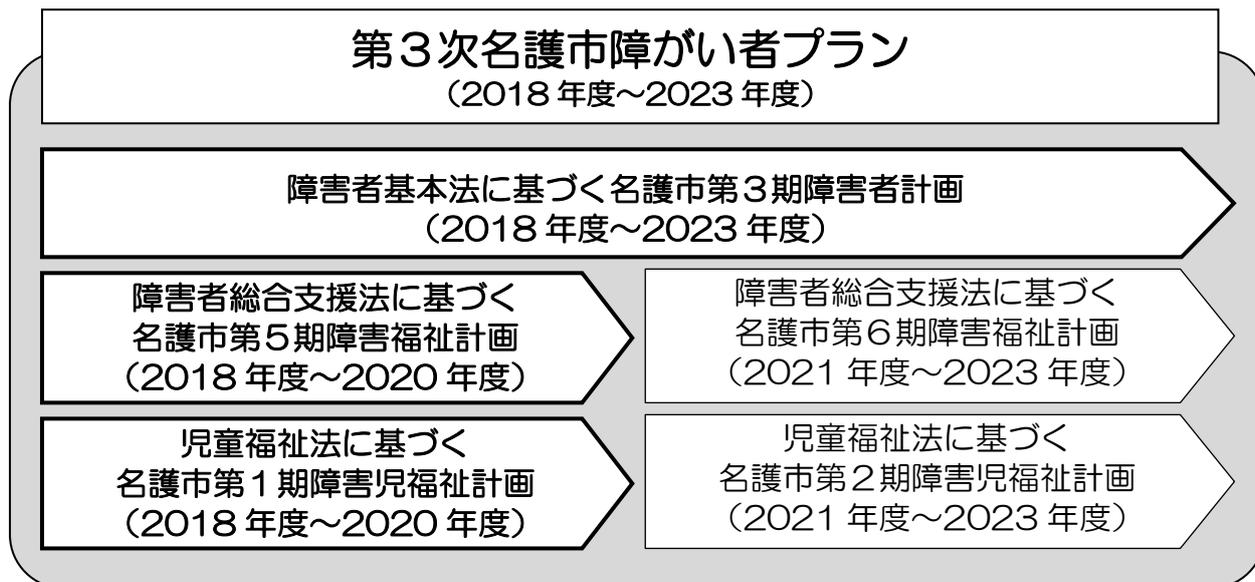
本プランは、「第4次名護市総合計画」を上位計画とし、名護市における各種計画や、「第4次沖縄県障害者基本計画」等との整合性を図るものとしします。また、本市の保健福祉分野の最上位計画である「名護市第4次地域保健福祉計画」の一部として策定しています。



3. プランの期間

本プランは、2023年度（平成35年度）を目標年度とします。

2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度	2023年度 平成35年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------



4. プランの対象

本プランでは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象としていきます。

【障がい者】

- 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」のうち18歳以上の方
- 知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方（発達障がい者を含む）

【障がい児】

- 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

また、支援者や家族、地域等も含め、広く市民との協働のもと、本プランの実現を図るものです。

～ 本プランにおける「障がい者」用語の使用について ～

「障害」の「害」という漢字における負のイメージから、近年では、「障害」を「障がい」にひらがな表記している市町村や各種団体、サービス事業所が増加しています。『第3次名護市障がい者プラン』においても、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識醸成の取り組みの一つとして、障がい者を特定して用語を使用する場合についてひらがな表記を心掛けました。なお、法令や事業名、医療用語としての専門用語などにおいては従来の表記とします。

I 章. 総論

1. 基本理念

○人権、自己選択・自己決定の尊重

障がいのある人の人権・人格はもとより、個人が自己選択と自己決定の下、主体的に選択することを尊重します。

○自立と社会参加の実現

生きがいを持って参加できる活動の場・暮らしの場の創出により、障がい者の持つ能力を最大限に発揮していく機会をつくり、自立した生活と社会参加を実現します。

○共生のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が思いやりの心を持ち、自分にできる範囲で支え合い・助け合う共生のまちをつくります。

キャッチフレーズ

お互いの人格と個性を尊重し、
生きがいのある暮らしを育み、
思いやりで支える共生のまち・なご

2. プランの基本的方向

先に示した基本理念の達成に向けて、本プランの基本方向を位置づけます。

(1) 福祉のネットワークづくりを進めるまち

障がいのある人の地域での生活を支えるため、情報提供や相談等に対する支援の充実を図るとともに、地域で障がい者を支える体制の構築を進めるなど、地域における福祉ネットワークの充実を図ります。また、そうした社会の実現に向けて、市民一人ひとりの福祉の心の醸成を図ります。

(2) 健やかでやすらぎのあるまち

障がい者の健康の保持・増進をはじめ、健康づくりの支援による障がいの発生予防や早期発見を進めます。また、障がい者やその家族が安心して暮らせるよう、在宅福祉サービス等、各種事業の推進を図ります。

(3) 自立と社会参加を支えるまち

障がい児や障がい者がその能力を十分に伸ばしていけるよう、療育指導の実施や特別支援教育等の推進を図るとともに、生きがいのある生活に向けて生涯学習の推進を図ります。また、地域での自立した生活に向けて、就労訓練の充実や就労機会の確保に努め、就労意欲を持つ障がい者の就労支援を進めます。加えて、住宅・住環境や移動支援等、地域で暮らす基盤の整備を図ります。

3. 施策体系

キャッチフレーズ

お互いの人格と個性を尊重し、
生きがいのある暮らしを育み、
思いやりで支える共生のまち・なご

基本理念

人権、自己選択・自己決定の尊重

自立と社会参加の実現

共生のまちづくり

基本的方向1 福祉のネットワークづくりを進めるまち

- (1) 地域での相談・支援の充実
 - 相談体制の充実
 - 適切な情報提供と障がいに配慮した情報発信
 - 権利擁護の推進
- (2) 障がい者の支援ネットワークの充実
 - 地域における福祉ネットワークの充実
- (3) 福祉の心の醸成
 - 福祉に関する教育の推進
 - 多様な交流・啓発活動の充実

基本的方向2 健やかでやすらぎのあるまち

- (1) 健康づくりの推進
 - 保健・医療サービスの充実
 - 障がいの発生予防と早期発見
 - 生活習慣病予防対策の推進
- (2) 生活支援の充実
 - 障害福祉サービスの充実
 - 地域生活支援事業の推進

基本的方向3 自立と社会参加を支えるまち

- (1) 療育と教育の充実
 - 療育・障がい児保育・幼児教育等の充実
 - 特別支援教育等の推進
 - 生涯学習の推進
- (2) 就労支援等の充実
 - 一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援
 - 雇用の促進・経済的支援の推進
- (3) 地域で暮らす基盤の整備
 - 住まいの確保・充実
 - 福祉のまちづくりの推進
 - 虐待の予防と早期発見
 - 移動支援の充実

◀ 施策体系（所管課一覧） ▶

基本的方向	施策	市民福祉部			こども家庭部	総務部	地域政策部			建設部		教育委員会		選挙管理委員会	社会福祉協議会						
		社会福祉課	介護長寿課	健康増進課	子育て支援課	保育・幼稚園課	総務課	企画情報課	支所	課 (中央公民館)	課 地域力推進課	文化スポーツ振興課	建設土木課			都市計画課	建築住宅課	教育施設課	学校教育課	中央図書館	商工観光局
1 福祉のネットワークづくりを進めるまち	(1) 地域での相談・支援の充実																				
	施策1) 相談体制の充実																				
		① 公的機関における相談窓口の機能強化	○	○		○															
		② 総合的な相談支援体制の確立	○																		
		③ 自立支援協議会の充実	○																		
		④ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置等	○																		
		⑤ サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成支援	○																		
		⑥ 身近な地域における相談体制の充実	○		○	○														○	
		⑦ 地域移行・定着に向けた相談等支援	○																		
		⑧ 『地域生活支援拠点等』の整備	○																		
		施策2) 適切な情報提供と障がい配慮した情報発信																			
		① 市民のひろば(広報)やホームページ等の充実	○																	○	
		② 情報提供の工夫	○																		
		③ 図書館資料の充実																○			
		施策3) 権利擁護の推進																			
		① 成年後見制度の周知と利用支援の充実	○	○																	○
		② 日常生活自立支援事業の利用促進	○																		○
	2 健やかでやさらぎのあるまち	(2) 障がい者の支援ネットワークの充実																			
		施策1) 地域における福祉ネットワークの充実																			
			① ボランティアの育成と活動支援	○																	
		② 地域に根ざした活動をすすめる人材の確保と活動支援	○		○																○
		③ 各区における見守り活動等の推進	○	○																	
		④ 活動拠点の充実	○	○					○												○
		⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	○																		
(3) 福祉の心の醸成																					
施策1) 福祉に関する教育の推進																					
		① 学校教育における福祉教育の充実	○																		○
		② 市民や事業所に対する福祉意識の醸成	○						○												
		③ 沖縄県共生社会条例の普及	○																		
		④ 名護市手話言語条例の普及	○																		
		施策2) 多様な交流・啓発活動の充実																			
	① 地域における交流の促進	○	○																		
	② 既存イベントの開催の工夫	○																			
	③ 障がい者週間などでの啓発事業の推進	○																			
(1) 健康づくりの推進																					
施策1) 保健・医療サービスの充実																					
	① 障がい者等の保健指導の充実			○																	
	② 自立支援医療の利用促進	○																			
	③ 重度心身障がい者(児)の医療費助成の継続	○																			
施策2) 障がいの発生予防と早期発見																					
	① 妊産婦の保健指導の充実			○																	
	② 妊婦健康診査の充実			○																	
	③ 乳幼児の保健指導の充実			○																	
	④ 乳幼児の健康診査の充実			○																	
	⑤ 母子保健推進員の活動強化			○																	
施策3) 生活習慣病予防対策の推進																					
	① 特定保健指導等の充実			○																	
	② 集団健診等の充実			○																	
(2) 生活支援の充実																					
施策1) 障害福祉サービスの充実																					
	① 訪問系サービスの充実	○																			
	② 日中活動系サービスの充実	○																			
	③ 居住系サービスの充実	○																			
	④ 共生型サービスの導入促進	○																			
	⑤ 補装具費支給の推進	○																			
施策2) 地域生活支援事業の推進																					
	① 意思疎通支援事業等の推進	○																			
	② 日常生活用具給付等事業・リサイクル事業の推進	○																			
	③ 移動支援事業の推進	○																			
	④ 自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続実施	○																			
	⑤ 地域活動支援センターの充実	○																			
	⑥ 日中一時支援事業の推進	○																			

基本的方向	施策	市民福祉部			子ども家庭部	総務部	地域政策部			建設部		教育委員会		商工観光局	選挙管理委員会	社会福祉協議会	
		社会福祉課	介護長寿課	健康増進課	子育て支援課	保育・幼稚園課	総務課	企画情報課	支所 (中央公民館)	課 (地域力推進課)	文化スポーツ振興課	建設土木課	都市計画課				建築住宅課
3 自立と社会参加を支えるまち	(1)療育と教育の充実																
	施策1)療育・障がい児保育・幼児教育等の充実																
	①療育指導についての周知・充実促進	○	○														
	②障がい児保育の推進					○											
	③幼稚園における障がい児の受け入れ・対応の充実					○											
	④教育支援の実施													○			
	施策2)特別支援教育等の推進																
	①特別支援教育の推進に向けた校内体制等の充実													○			
	②通級指導教室の充実													○			
	③放課後の障がい児等の居場所づくり				○												
	④進路選択・就業選択に向けた支援の充実													○			
	施策3)生涯学習の推進																
	①社会教育・交流機会の充実	○							○								
	②障がい者スポーツ等の推進	○								○							
	③社会教育・スポーツ施設の利便性の向上								○	○							
	(2)就労支援等の充実																
	施策1)一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援																
	①就労に向けた訓練等の実施・充実	○														○	
	施策2)雇用の促進・経済的支援の推進																
	①関係機関等との連携強化	○													○		
	②公的機関における雇用等の推進	○					○										
	③一般雇用の促進に向けた各種取り組みの推進	○															
	④経済的な支援の推進	○															○
	(3)地域で暮らす基盤の整備																
	施策1)住まいの確保・充実																
	①居住系サービスの充実(再掲)	○															
	②市営住宅における住まいの確保・充実	○											○				
③民間賃貸住宅への入居支援	○											○					
④住宅改修に対する支援の実施	○																
施策2)福祉のまちづくりの推進																	
①住環境のバリアフリー化の推進	○									○	○	○					
②公共施設のバリアフリー化の推進												○	○				
③選挙への参加の確保																○	
④要援護者に対する災害時対応の充実	○	○				○											
施策3)虐待の予防と早期発見																	
①虐待予防と早期発見、虐待者・被虐待者への相談支援	○																
施策4)移動支援の充実																	
①外出支援サービス等の充実	○	○															
②移動支援の多面的な方策の検討								○									
③自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続実施(再掲)	○																

Ⅱ章. 各論

1. 福祉のネットワークづくりを進めるまち

(1) 地域での相談・支援の充実

すべての障がい者やその家族が生涯を通じて、身近なところで障がいの状況やニーズに応じた相談支援ができるよう、関係機関と連携した相談体制を確立します。誰もが行政や民間等の必要な情報を気軽に入手できるよう情報提供の充実に努めます。

障がい者の権利が尊重され、安心して適切なサービスを利用するための支援体制を強化します。

施策1) 相談体制の充実

①公的機関における相談窓口の機能強化

【所管：社会福祉課／介護長寿課／子育て支援課】

- ◆市民のライフステージに応じた相談支援を行うため、市の市民福祉部各課、こども家庭部、地域包括支援センター、家庭児童相談室（女性相談を含む）、学校、子育て支援センター等における相談支援の充実に努めるとともに、関係課による連絡会の開催等により、各相談機関間の情報共有や連携の強化を図ります。また、各種相談事業や窓口について市民に周知し、利用促進に努めます。

②総合的な相談支援体制の確立 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆相談者への専門的な相談支援ができるよう、指定相談支援事業所の充実に努める中で、北部地区障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、相談支援システムの充実に努めます。
- ◆相談の充実に努めるため「基幹相談支援センター」の設置を図ります。
- ◆発達障がいや難病等に対応するため、県発達障害者支援センターや北部保健所等との連携を進め、より専門性の高い相談支援を推進します。

③自立支援協議会の充実 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆福祉、教育、就労、医療、住まい等の多様な機関によるネットワークを構築し、個人のニーズに適した総合的、効果的な相談支援を検討する「名護市障害者自立支援協議会」の充実に努めます。この協議会は、総合的な相談支援において中核的な役割を担い、市や社会福祉法人・NPO法人・民間事業所等が行う各種支援やサービスの協議・課題解決の場として充実に努めます。
- ◆障がい児・者などの自立生活を支える取り組みは多岐にわたることから、テーマごとで

きめの細かな議論を行う専門部会として、「相談支援専門部会」、「住宅支援専門部会」、「就労支援専門部会」、「こども支援専門部会」の充実を図ります。加えて、虐待対応や差別解消に向けて「権利擁護専門部会」の立ち上げに努めます。各部会は、個別支援の検討・課題解決の場となるよう、関係機関等に参加を呼びかけます。また、市として取り組んでいくべき個別課題等が顕在化した場合には、各部会からのサービス開発に関する提言や施策に関する提言を受け、フォーマルなサービスの創設検討を行うなど柔軟な対応を図ります。

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置等

【所管：社会福祉課】

- ◆平成 30 年度までに医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるようにしていくため、名護市障害者自立支援協議会の「こども支援専門部会」の活用等により、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。
-

⑤サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成支援

障害福祉計画(自立支援給付)・障害児福祉計画

【所管：社会福祉課】

- ◆全ての障害福祉サービス利用者及び障がい児に対する児童福祉法に基づくサービス利用者に対し、ケアマネジメントの手法を活用し、計画的なプログラム等といった必要な支援を提供します。
 - ◆サービス等利用計画・障害児相談支援利用計画の作成にあたり、相談支援専門員が不足していることから、市内の事業所や社会福祉法人に対して指定相談支援事業所の指定を受けることを働きかけ、相談支援専門員の確保を促進します。
-

⑥身近な地域における相談体制の充実

【所管：社会福祉課／子育て支援課／健康増進課／社会福祉協議会】

- ◆市民に身近な地域から適切な相談支援へ繋がることのできるよう、「名護市第4次地域保健福祉計画」に基づき、区福祉推進委員会の取り組み等を進めていくことにより、困り事を抱えている高齢者や障がい者等を地域で支え合うことのできる仕組みづくりに取り組みます。
 - ◆地域に根ざした取り組みを進めるため、民生委員・児童委員、福祉委員、保健推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員などの相談員の確保に努めます。
 - ◆上記相談員のさらなる資質の向上のため、各種研修会や講習会、連絡会などの開催や参加を促進します。
-

⑦地域移行・定着に向けた相談等支援

【所管：社会福祉課】

- ◆施設入所や入院から、地域での生活に移行する為に必要な支援や夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保をする為に県や相談支援事業所と連携し地域移行支援、定着支援、居住サポート事業を推進します。
- ◆地域移行を促進するため、住宅支援専門部会を活用し、病院や施設等との連携強化を図ります。

⑧『地域生活支援拠点等』の整備

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣町村、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を図ります。

施策2) 適切な情報提供と障がいに配慮した情報発信

①市民のひろば（広報）やホームページ等の充実

障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課／社会福祉協議会】

- ◆各種制度や保健福祉サービス、行事などの情報について、「市民のひろば」への掲載やホームページの随時更新を行うとともに、当事者団体や関係団体との関係により情報の周知に努めます。その他にも、社会福祉協議会広報誌「なぐなぐ」を活用して紹介していくとともに、サービス内容をわかりやすく周知するパンフレットの作成についても検討していきます。「市民のひろば」、「なぐなぐ」については「声の広報」を中心に情報提供の充実を図ります。
- ◆紙面等は見やすく工夫し、内容についてもわかりやすく適切に伝わるものになっているか確認するために、障がい者や関係者が紙面づくりなどに関われる機会を設けます。
- ◆難病患者に対し、障害福祉サービス等の周知が遅れていることから、各種情報媒体を活用し、難病患者が利用可能なサービスについて積極的な周知に努めます。

②情報提供の工夫

障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆市の広報誌・刊行物の活用により利用者の多い郵便局や銀行、スーパー等における情報提供に努めます。
- ◆災害時の視覚、聴覚障がい者等への情報提供について、障がいの特性に配慮した情報提供方法を庁内で調査・研究を行います。

③図書館資料の充実

【所管：中央図書館】

- ◆図書館において、障がいや福祉に関する図書・資料の収集に努めます。また、録音図書や大活字本、LLブックなどの収集に努め、利用を促進します。読書支援の機器についても利用を促進します。

施策3) 権利擁護の推進

①成年後見制度の周知と利用支援の充実 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課／介護長寿課／社会福祉協議会】

- ◆判断能力が十分でない障がい者が、必要なサービスを適切に利用しながら、地域で暮らすことができるよう、成年後見制度について様々な媒体や機会を活用し、制度の周知を行います。
- ◆当制度の利用が認められる知的・精神障がい者及び認知症高齢者に対し、成年後見制度の申し立てへの支援や利用にかかる経費を助成し、制度の利用促進に努めます。
- ◆市長申立てに限らず、親族申立てについての申立費用の助成について引き続き検討します。
- ◆一部先進地で行われている法人後見の取り組みなどを促進していくため、社会福祉協議会と連携し研究を行っていくとともに、「成年後見制度法人後見支援事業」の実施を検討します。また、将来的には市民後見人の養成を働きかけていきます。
- ◆「(仮称) 名護市権利擁護センター」設置に向けた検討を行います。

②日常生活自立支援事業の利用促進

【所管：社会福祉課／社会福祉協議会】

- ◆社会福祉協議会の実施する、判断能力が十分でない障がい者等に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続・支払等の援助を行う「日常生活自立支援事業」の周知活動に努めます。
- ◆日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会が実施している事業ですが、その継続・充実に向けて、行政としての関わり方を検討していくものとします。
- ◆事業の利用相談やサービス提供をサポートする「専門員」、「生活支援員」のさらなる資質の向上や生活支援員の確保を促進します。

(2) 障がい者の支援ネットワークの充実

地域で障がい者等をサポートする人材の確保に努め、支援を必要としている障がい者の早期発見や生活課題の解決にむけた地域活動の活性化を促進します。地域の福祉資源や人材、関係機関を結び支援ネットワークの充実を目指します。

施策1) 地域における福祉ネットワークの充実

① ボランティアの育成と活動支援

【所管：社会福祉課／社会福祉協議会】

- ◆地域でのボランティア活動に関心を高め、障がいや障がい者に対する正しい理解や、ボランティア活動に関する知識・技術の習得のため、社会福祉協議会と連携を図りながら各種ボランティア養成講座への参加を促進します。特に若い世代への参加を呼びかけます。
- ◆ボランティアを必要としている障がい者や家族等と、ボランティア活動をつなぐ仕組みを強化するため、ボランティア登録の仕組みづくりの促進を図るとともに、登録促進に向けた広報・啓発、ボランティアコーディネーターとの連携・利用促進に努めます。
- ◆ボランティア活動団体に対しては、社会福祉協議会との連携のもと、活動状況の情報提供やボランティア団体同士の情報交換の場づくりを行うなど、活動しやすい環境づくりを支援します。
- ◆新たに活動してみたいという市民やグループに対し、ボランティアに関する相談や情報提供の充実を図るため、当事者団体の情報誌を介したボランティア情報の提供や社会福祉協議会、ホームページなどでの情報提供等を促進します。また、市民が多く訪れる市内店舗や社会福祉協議会等の協力のもと、既存掲示板の活用や掲示板設置を促進し“ボランティアを行える人”、“ボランティアを求める人”が情報発信・情報収集できるような仕組みづくりを検討します。

② 地域に根ざした活動をすすめる人材の確保と活動支援

【所管：社会福祉課／健康増進課／社会福祉協議会】

- ◆地域の福祉委員や民生委員・児童委員、母子保健推進員などの育成や確保に努めるとともに、活動を支援するため、活動に対しアドバイスをする専門家の配置を強化します。さらに、様々な福祉課題等に対応できる手法を身につけるよう個別的な対応を検討する研修会の開催に努めます。
- ◆福祉推進委員会相互の交流や情報交換の場として、地区ごとに行っている情報交換会を通じて、福祉推進委員会の活動を促進します。
- ◆民生委員児童委員協議会、食生活改善推進協議会、母子保健推進員活動の充実支援に努めます。
- ◆区や青年会、婦人会、老人会などへの加入を促進するなど、各団体の活動支援を行います。

③各区における見守り活動等の推進

【所管：社会福祉課／介護長寿課】

- ◆区福祉推進委員会の活動を促進する中で、地域における障がい者ニーズの掘り起こしや地域課題の発見・解決、日常的な見守り、災害等における緊急時の避難支援体制の構築等に努めます。また、見守り体制の充実に向けて、地域関係者と行政が連携できるよう、具体策等を話し合う機会・場づくりに努めます。
- ◆障がい者を支える福祉推進委員会の活動において、より適切な支援が行われるよう、障害者生活支援センターなどとの連携により福祉ネットワークを充実します。
- ◆障がい者の生きがいつくりや地域との交流機会を充実するためにも、区で実施している高齢者のミニデイサービス等の交流機会について、障がい者など状態に応じた対応が可能になるよう検討していきます。

④活動拠点の充実

【所管：社会福祉課／介護長寿課／支所／社会福祉協議会】

- ◆障がい者を含めた地域住民が、気軽に利用できる地域福祉の拠点として介護予防事業を実施するなど公民館の機能充実を促進します。
- ◆市民の地域福祉活動を支えるため、「名護市第4次地域保健福祉計画」に位置づけた中圏域（4圏域）ごとに既存の支所機能や社会福祉センターなどを利用し、地区福祉推進連絡会の開催をはじめ、各団体の支部活動の活性化や連携づくりの拠点として、機能の充実に努めます。
- ◆総合的な保健福祉施設については、各部局が必要とする機能、立地等の条件について、再度整理を図る中で、実現可能な方策を引き続き検討します。

⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

【所管：社会福祉課】

- ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることが出来るよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるものとし、その実現に向け、名護市障害者自立支援協議会の「住宅支援専門部会」の活用等により、保健・医療・福祉等の関係者により協議の場の設置を図ります。

(3) 福祉の心の醸成

障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、障がいに関する広報啓発活動や学習、各種行事、地域活動等を通じて、市民の福祉意識を醸成します。

施策1) 福祉に関する教育の推進

①学校教育における福祉教育の充実

【所管：学校教育課／社会福祉課】

- ◆児童・生徒、さらには保護者が福祉意識を高め、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、教科等の時間において福祉の視点を入れた内容を展開します。
- ◆社会福祉協議会や関係諸団体、特別支援学校や福祉施設等との連携を深め、生活障がい体験（車いす、アイマスク体験等）や共同学習、交流体験などの計画的、継続的实施に努めます。

②市民や事業所に対する福祉意識の醸成

【所管：社会福祉課／総務課】

- ◆広報誌「市民のひろば」やその他刊行物などを活用し、福祉意識の醸成に向けた情報提供に努めます。
- ◆社会福祉協議会の開催する各種福祉講座への参加を促進するとともに、福祉講座の内容充実や気軽に受講できる環境整備を支援します。
- ◆行政職員が福祉意識をもちながら、日々の行政サービスを展開できるよう、職員に対する研修等の機会づくりを推進します。
- ◆市内事業所等に対して、社内研修などで福祉教育を取り組むことを働きかけます。必要に応じて出前講座や講師派遣、研修内容などの相談に対応します。あわせて、地域活動への参加を促進します。

③沖縄県共生社会条例の普及

【所管：社会福祉課】

- ◆障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」の周知を図ります。
- ◆共生社会条例の周知に向け、地域生活支援事業に設けられている「理解促進研修・啓発事業」により、各種啓発イベント等の実施を図ります。

④名護市手話言語条例の普及

【所管：社会福祉課】

- ◆市民の手話への理解を高め、手話は言語であるという認識を広めるため、名護市手話言語条例の周知を図ります。

施策2) 多様な交流・啓発活動の充実

①地域における交流の促進

【所管：社会福祉課／介護長寿課／保育・幼稚園課】

- ◆地域で障がい者や高齢者と関わり、自然に福祉意識を高めるミニデイサービス、世代間交流、見守りなどの地域活動への参加や活動機会の創出を促進します。
- ◆地域とそその地域に立地する保健福祉施設等との交流を進めるとともに、地域支援ネットワーク会議等を活用し、障がい者、高齢者、地域住民などの交流の促進策の検討や相互理解を深めます。更に、交流促進策の検討や相互理解を深める場として、地域支援ネットワーク会議以外での交流の場の創出に努めます。

②既存イベントの開催の工夫

【所管：社会福祉課】

- ◆名護市福祉まつりや社会福祉大会、障がい者団体などが企画する各種イベント・スポーツ大会等へ市民の参加を呼びかけ、福祉や障がいについて考えるきっかけや交流機会を創出します。
- ◆市内で開催されるイベント（名護さくら祭りや青年エイサー祭りなど）で、障がい者団体の取り組みを紹介したり、障がい者と市民と一緒に企画・参加できるような内容を盛り込んだ開催について要請します。
- ◆イベント会場のバリアフリー化、手話通訳者の配置や多目的トイレの確保など、誰もが参加しやすいイベントづくりに努めます。

③障がい者週間などでの啓発事業の推進

【所管：社会福祉課】

- ◆障害者雇用支援月間、精神保健福祉普及週間、障がい者週間を利用して、関係機関との連携のもと、講演会やイベントの開催、各種パンフレットやポスターの配布などの啓発活動を推進します。

2. 健やかでやすらぎのあるまち

(1) 健康づくりの推進

障がい者（児）等の健康の保持・増進を図るとともに、疾病等の予防、早期発見、障がい状態の悪化を防ぐため、きめ細かな保健指導の推進、各種健診の推進、生活習慣病予防対策の充実等、地域における健康づくり支援対策の充実を図ります。

施策1) 保健・医療サービスの充実

①障がい者等の保健指導の充実

【所管：健康増進課】

- ◆市民を対象に行っている定例健康相談、電話相談等の継続実施を図る中で、障がい者等の健康管理を推進します。

②自立支援医療の利用促進

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の心身の健康の維持・増進を図るために、障害福祉サービス等と連携しつつ、自立支援医療の適切な利用を促進します。

③重度心身障がい者（児）の医療費助成の継続

【所管：社会福祉課】

- ◆重度心身障がい者（児）の医療費負担の軽減を図るため、引き続き、医療費助成を進めます。
- ◆医療費助成の際の自動償還払いについて、関係機関との調整を踏まえ、導入に向け取り組みます。

施策2) 障がいの発生予防と早期発見

①妊産婦の保健指導の充実

【所管：健康増進課】

- ◆親子健康手帳の早期交付にむけて、母子保健推進員や関係機関との連携により啓発活動を充実していきます。
- ◆ハイリスク妊産婦の健康の保持・促進を図るため、親子健康手帳発行時の面接相談においては、マタニティカードを活用し、具体的な個別支援を充実していきます。また、電話相談、訪問指導等を進めます。
- ◆ハイリスク妊産婦のリスク低減が図れるよう、医療機関、北部保健所、関係機関の連携のもと、保健指導等の充実に努めます。現在実施している医療機関との連絡会を継続し、個別支援の充実に努めます。

- ◆低体重児の出生率を低下させるために、妊産婦の健康づくりに関して、食生活や日常生活の過ごし方等効果的な保健指導を進めていきます。
-

②妊婦健康診査の充実

【所管：健康増進課】

- ◆妊娠中の健康管理をより適切に進めていくことができるよう、医療機関との連携のもと妊婦健康診査の受診勧奨及び事後フォローの充実を図ります。
-

③乳幼児の保健指導の充実

【所管：健康増進課】

- ◆乳幼児の健康管理や保護者の育児支援等がより適切に行われるよう、保健師や委託助産師による訪問指導や関係機関との連携による支援等を進めます。そのために、委託助産師の安定的な人材の確保に努めます。
 - ◆育児相談等を通じて、乳幼児の保健指導の充実を図るとともに、子育て支援センター等、地域資源を活用しての交流機会の充実等を推進します。
 - ◆未熟児の訪問指導等について、円滑な実施体制の確保を図り、未熟児支援を効果的に実施します。
 - ◆乳児全戸訪問事業（すくすくベビー訪問）を通し、子育ての困りごとを聞き、子育て支援サービスや母子保健事業の情報提供を行い子育ての孤立化防止を図ります。また、支援の必要な対象者へ個別支援を適切に行えるよう支援体制の確保を図ります。
-

④乳幼児の健康診査の充実

【所管：健康増進課】

- ◆乳幼児の健康管理をより適切に進めていくことができるよう、乳幼児の健康診査の受診勧奨及び医療機関や関係機関との連携により、事後フォローの充実を図るとともに、出生から就学前までフォロー経過が途切れないよう、事後フォローの台帳管理を図ります。
 - ◆乳幼児期の発達の確認や病気の早期発見、早期治療につなげるとともに、育児不安の軽減のため保育士、心理士を含め子育て相談の機会として充実を図ります。
-

⑤母子保健推進員の活動強化

【所管：健康増進課】

- ◆母子の健康づくりの地域ボランティアとなる母子保健推進員について、自治会等との連携のもと、人材の確保を図ります。
- ◆母子保健推進員の資質向上を図るため、定例会や研修会等を実施していきます。

施策3) 生活習慣病予防対策の推進

①特定保健指導等の充実

【所管：健康増進課】

- ◆生活習慣病を予防するためにはメタボリック対策が重要であることより、特定健診の結果、メタボリックシンドローム予備軍または該当者となり、生活改善が必要な市民には、訪問や来所相談による特定保健指導を行います。保健指導対象者台帳を整備し、保健指導の管理を行っていくとともに、指導率の向上を図ることで生活習慣病予防対策を強化していきます。また、要医療や治療中の市民に対しては、疾病の重症化や障害を予防するために、専門医やかかりつけ医との連携を図り、適切な受診や内服、生活改善指導を行っていきます。
- ◆市民の健康意識の向上を図るために、名護市の健康課題の周知を図っていくとともに、健康教育、健康展等のイベントの開催、広報誌等での健康情報の提供等、広報・啓発事業の充実に努めます。
- ◆妊娠期から乳幼児期において、食生活を中心に望ましい生活習慣を確立できるよう離乳食実習や栄養相談を継続的に実施します。

②集団健診等の充実

【所管：健康増進課】

- ◆市民が自らの健康づくりに関心をもち、健診に対する理解を深めていくために広報・啓発活動の充実に努めます。
- ◆引き続き、休日健診を実施するなど、市民が受診しやすい環境を整えていくこととします。

(2) 生活支援の充実

障がい者（児）及び難病患者の日常生活の維持・向上を図るとともに、就労や生涯学習等社会参加が容易になるよう、障害福祉サービスの充実、地域生活支援のための各種事業の推進を図ります。

施策1) 障害福祉サービスの充実

①訪問系サービスの充実 障害福祉計画（自立支援給付）

【所管：社会福祉課】

- ◆居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護等訪問系サービスについて、障がい者のニーズに応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。未実施のサービスについては北部圏域での対応等により、その充実を図ります。
- ◆より適切なサービス提供が行えるよう、サービス提供事業所との連携により、事例検討等を行い更なる充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実 障害福祉計画（自立支援給付）

【所管：社会福祉課】

- ◆生活介護、自立訓練、就労支援、短期入所等日中活動系サービスについて、障がい者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。特に、サービス提供が不足している精神障がい者の短期入所、医療的ケア等を必要とする方への日中活動系サービスの提供がなされるよう、北部圏域での対応も含め、その調整に努めるとともに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を図る中で対応を検討していきます。
- ◆より適切なサービス提供が行えるよう、サービス提供事業所との連携により、事例検討等を行います。

③居住系サービスの充実 障害福祉計画（自立支援給付）

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の地域での居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を進めつつ、グループホーム（共同生活援助）のサービス提供を進めます。また、グループホーム等の整備に際しては、地域の理解と協力を得るため、丁寧な情報提供を行います。
- ◆新たなサービスとして「自立生活援助」が平成30年度より創設されていることから、サービス事業所への周知等を行い、サービス提供を働きかけます。
- ◆地域生活への移行が困難な障がい者に対して、居住空間の提供が行われるよう、引き続き、施設入所支援を進めます。

④共生型サービスの導入促進 障害福祉計画（自立支援給付）

【所管：社会福祉課】

- ◆障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できる

るよう、障がい者（児）や高齢者が共に利用できるサービスを提供する「共生型サービス」について、取り組み事例の調査・研究を行うとともに、事業所に対して周知を図る中で、参入を促進していきます。

⑤補装具費支給の推進 障害福祉計画（自立支援給付）

【所管：社会福祉課】

- ◆利用者の心身の状態に応じて、適切な補装具の支給がなされるよう、関係機関（身体障害者更生相談所等）との連携を図ります。
- ◆補装具種目の変更（廃止・追加）等制度の変更内容に関して、適切な情報収集と対応に努めます。

施策2）地域生活支援事業の推進

①意思疎通支援事業等の推進 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆聴覚障がい者等の円滑なコミュニケーションを支援するため、引き続き市役所内での手話通訳者の設置と、その派遣を進めます。また、相談窓口におけるコミュニケーションボードによる対応や代筆・代読等についても必要に応じて行い、意思疎通を支援します。
- ◆ニーズに応じた適切な派遣が行われるよう、コーディネート機能の充実を図ります。また、沖縄県聴覚障害者センターとの連携のもと、緊急時の手話通訳の派遣を行います。
- ◆要約筆記者派遣については、広報等で障がい者への周知を図り潜在的なニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じて派遣を進めます。
- ◆手話奉仕員の人材確保の為、引き続き養成講座を行い、講座の段階を踏んで登録者の拡大を図ります。また、登録奉仕員の事例検討会などの研修の場を設置し、更なるスキルアップを図ります。

②日常生活用具給付等事業・リサイクル事業の推進 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆利用者の心身の状態に応じて、適切な用具の給付がなされるよう、用具に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- ◆未使用状態となった日常生活用具等について、有効活用が図られるよう、リサイクル事業を推進します。また、より有効な利用がなされるよう、貸与・回収等の用具管理を適切に行います。

③移動支援事業の推進 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者が日常生活で円滑な移動を行えるよう、移動支援事業を推進します。
-

④自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続実施

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部助成や、自動車改造に要する費用の一部を助成し、就労等を含めた社会参加の促進を図ります。
-

⑤地域活動支援センターの充実 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターの充実を進めます。
 - ◆Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型のそれぞれの事業を実施します。また、利用者の目的にあったサービスの提供場所に設置し、利用の充実を図ります。
 - ◆地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。
-

⑥日中一時支援事業の推進 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆保護者の就労支援や一時的な休息等に資するとともに、障がい者（児）の居場所を確保するために、日中一時支援事業を進めます。
- ◆長期休暇の預かりや医療的ケアに対応できるサービス提供事業所が少ないことから、放課後等デイサービス事業所やNPO法人等との連携を図りながら、サービス提供に努めます。

3. 自立と社会参加を支えるまち

(1) 療育と教育の充実

障がいが懸念される子どもの障がいの重度化を防ぐため、療育環境の充実を図ります。また、障がい児保育や幼稚園での受け入れ体制の充実を図るとともに、学校教育においては、子どもの障がいや特性にあった教育指導を行うため、特別支援教育への移行を進めます。障がい者の社会体育や生涯学習活動への参加促進に向けて、各種取り組みの充実を図ります。

施策1) 療育・障がい児保育・幼児教育等の充実

①療育指導についての周知・充実促進 障害児福祉計画

【所管：社会福祉課／健康増進課】

- ◆医療機関、関係機関との連携により支援を促進します。
- ◆発達の遅れのみられる幼児とその保護者等に対し、適切な指導と援助を提供するため、「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」の周知を図ります。
- ◆「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」については、サービス計画相談を通し、適切なサービス提供に努めます。
- ◆事業所や行政、利用者の情報交換・意見交換の場づくりを進め、サービスの提供に努めます。また、保護者等の相互扶助による療育サポート等について、他地域の事例の紹介、場の提供を通し、立ち上げ促進を図ります。
- ◆研修・学習会を取り入れ、支援員のより専門性の高い指導・医療法の促進に努めます。
- ◆乳幼児健診において発達の遅れや発達にアンバランスの見られる児童については、名護療育医療センター等、医療機関との連携を図り、個別支援の充実に努めます。
- ◆障がいのある児童に身近な地域で支援を提供する施設として、既存資源の活用・充実等により「児童発達支援センター」の機能を満たせるよう検討を行います。

②障がい児保育の推進 障害児福祉計画

【所管：保育・幼稚園課】

- ◆障がい児保育については、できる限り身近な地域で受け入れができるよう、継続して事業実施に努めるものとします。
- ◆専門家による保育所等への巡回指導及び指導員による訪問支援を継続的に実施し、発達障がい児などへの保育支援の充実に努めます。

③幼稚園における障がい児の受け入れ・対応の充実

【所管：保育・幼稚園課】

- ◆特別な支援が必要な幼児に対しては、特別支援教育支援員の配置により幼児の特性に合った対応に努めるなど、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を適切に推進していきます。

④教育支援の実施

【所管：学校教育課】

- ◆障がいが懸念される幼児児童生徒については、市教育支援委員会による専門的・技術的見知に基づく客観的な判断をもとに、保護者への就学相談・就学支援を実施し、理解を深める中で、就学すべき学校等の決定を進めます。

施策2) 特別支援教育等の推進

①特別支援教育の推進に向けた校内体制等の充実

【所管：学校教育課】

- ◆特別支援教育について、教育支援委員会担当者研修会や特別支援教育コーディネーター研修会等を通して、特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。個々のケース会議等を通して情報提供に努めます。
- ◆発達障がい児に対する認識や正しい支援の方法等について教職員の理解を深めるため、臨床心理士との更なる連携を図るとともに、適切な対応を行うための研修等を実施します。
- ◆特別に支援を要する児童生徒に対し、引き続き特別支援教育支援者の配置を進め、安心安全な学校生活を送れるよう支援していきます。また、特別支援教育支援者の連絡会を持ち、適切な支援ができるように情報交換・指導助言を行っていきます。
- ◆特別支援教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の機能強化を図ります。

②通級指導教室の充実

【所管：学校教育課】

- ◆通級指導教室でのトレーニングや言語指導を実施し、個々の言語機能の障がい状態の改善を図ります。
- ◆地理的要因等で通級指導による対応が難しい要支援児童生徒への支援を図るため、引き続き沖縄県に対して通級指導担当教諭の派遣を要請していきます。また、家庭や医療機関との連携を密にし、困り感の改善・克服支援を進めます。

③放課後の障がい児等の居場所づくり

【所管：子育て支援課】

- ◆学童クラブでの障がい児の受け入れについては、事業所との連携、調整を図り事業の継続実施を進めます。
 - ◆障害者手帳を所持している児童または専門的機関で判断された児童を受け入れるため、専門的知識等を有する指導員を配置する事業を進めます。
-

④進路選択・就業選択に向けた支援の充実

【所管：学校教育課】

- ◆中学校においては、特別に支援を要する生徒も含め、引き続き適切な時期に学校訪問や体験入学・職場体験を実施していくことにより、個々の特性を活かした進路選択、就業選択を支援します。
- ◆障がいのある生徒が就業を希望する際には、本人の意志や障がいの状況を十分に考慮しつつ、卒業後にスムーズな就業選択を図ることができるよう、各学校や特別支援学校と指定相談支援事業所、公共職業安定所、就業・生活支援センター、企業等との連携のもと職場見学や就業に向けた必要な訓練の実施、地域社会における雇用先の確保等、一貫した支援を行います。

施策3) 生涯学習の推進

①社会教育・交流機会の充実

【所管：社会福祉課／地域力推進課】

- ◆関係機関等が連携し、障がい者のニーズを踏まえつつ、健常者との交流を進めながら社会参加が行えるよう、既存講座の利用促進や新規講座の開設等を図ります。
- ◆各種サークル活動への障がい者の参加促進を図るため、障がい者団体等を通じて活動内容等の普及を行い、参加の際、必要に応じて手話奉仕員等の派遣を進めます。また、地域力推進課は、学習情報の提供や活動相談等を通じた支援体制の充実に努めます。
- ◆各障がい者団体等で行っている創作活動の発表・展示の取り組み等を通し、障がい者の芸術・文化活動の振興を図ります。

②障がい者スポーツ等の推進

障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課／文化スポーツ振興課】

- ◆障がい者スポーツの推進を図るため、引き続き沖縄県障害者スポーツ大会や名護市の障がい者スポーツ大会、スポーツ教室等の普及・参加促進を図ります。
- ◆障がい者スポーツに関するスポーツ推進委員の指導力の充実に向けて、研修会への派遣等の支援を行います。
- ◆障がい者スポーツ等への参加促進を図る中で、3障がい（知的・身体・精神）の交流促進や、地域・市民などとの交流の拡充に努めます。
- ◆障害者スポーツ支援の充実に図るため、沖縄県障害者スポーツ協会と連携していきます。

③社会教育・スポーツ施設の利便性の向上

【所管：地域力推進課／文化スポーツ振興課】

- ◆社会教育・スポーツ施設については、障がい者の円滑な利用に向け、バリアフリー化の推進に努めるとともに、施設使用料の軽減を図ります。

(2) 就労支援等の充実

就労を希望する障がい者及び難病患者が収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援をはじめ、就労に関する相談や就労訓練等の実施を図ります。また、安定した暮らしを支えるため、職場開拓等による一般就労の推進、緊急時の経済的な支援を図ります。

施策1) 一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援

① 就労に向けた訓練等の実施・充実 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管：社会福祉課】

- ◆ 就労移行支援事業の実施により、一般就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な訓練等の提供を図ります。
- ◆ 一般企業での就労が困難な方（一般雇用結びつかなかった障がい者・雇用が困難な障がい者）に対し、働く場の提供や訓練等の実施による継続的就労支援を行う就労継続支援事業（A型、B型）の実施を推進します。
- ◆ 雇用に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識や能力を習得するための支援を行うとともに、サービス提供事業所等と連携を図りながら市内での整備を進めます。（就労継続支援事業：（A型））
- ◆ 新たなサービスとして「就労定着支援」が平成30年度より創設されることから、その普及と事業所の確保に向けた働きかけを行います。

【所管：社会福祉課／商工観光局 商工班】

- ◆ 具志川職業能力開発校が行う「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」について、ポスターの掲示やパンフレットの設置・配布等により情報提供を行い受講の促進を図ります。

施策2) 雇用の促進・経済的支援の推進

① 関係機関等との連携強化

【所管：社会福祉課／商工観光局 商工班】

- ◆ 公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携をとり、就労支援機能の充実に向けた障がい者の受け入れ体制拡充を働きかけ、情報交換等を図ります。
- ◆ 関係各課での連携をはじめ、指定相談支援事業所、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター（ティータ&チムチム）と連携を図りながら、就労支援を行うとともに、雇用結びつかない方に対しては適切なサービス利用に繋がります。
- ◆ 名護市障害者自立支援協議会のもと、就労関係者を集めた「就労支援専門部会」では、障がい者の就労についての関係機関の連携強化・情報交換に努めるとともに、一般雇用の拡大に向けた効果的な方策の検討、具体的ケース検討会議の開催等を図ります。
- ◆ 関係機関への働きかけや関係課との調整を行い、市役所内での求人情報を提供します。
- ◆ 障がい者雇用に関するフォーラムを開催する場合には、北部地域障害者雇用連絡会議や、特別支援教育関係者等に対し、広く参加を呼びかけ、関係機関同士の情報共有の充実を

図ります。

②公的機関における雇用等の推進

【所管：総務課／社会福祉課】

- ◆法定雇用率の維持に向けて、障がい者を対象とした採用試験の実施検討を図ります。
 - ◆知的障がい者や精神障がい者の雇用について、職務執行可能なポジションの開拓や臨時・嘱託といった形での採用枠の確保に努めます。
-

③一般雇用の促進に向けた各種取り組みの推進

【所管：社会福祉課】

- ◆障害者就業・生活支援センター（ティータ&チムチム）やハローワークとの連携のもと、ジョブコーチによる就労支援について、周知に努めていきます。
-

④経済的な支援の推進

【所管：社会福祉課／社会福祉協議会】

- ◆社会福祉協議会が行う「緊急生活援助資金事業」や「生活福祉資金貸付事業」の普及促進を図り、緊急に必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯等への一時的な経済支援に努めます。

(3) 地域で暮らす基盤の整備

障がい者の地域生活への移行を可能にするため、受け皿となる住宅の確保をはじめ、住環境のバリアフリー化、移動支援等の充実を図ります。

施策1) 住まいの確保・充実

①居住系サービスの充実(再掲) 障害福祉計画(自立支援給付)

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の地域での居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を進めつつ、グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を進めます。また、グループホーム等の整備に際しては、地域の理解と協力を得るため、丁寧な情報提供を行います。
- ◆新たなサービスとして「自立生活援助」が平成30年度より創設されていることから、サービス事業所への周知等を行い、サービス提供を働きかけます。
- ◆地域生活への移行が困難な障がい者に対して、居住空間の提供が行われるよう、引き続き施設入所支援を進めます。

②市営住宅における住まいの確保・充実

【所管：社会福祉課/建築住宅課】

- ◆市営住宅の建替事業においては、型別供給に向けた現入居者の家族構成の調査を行うとともに、障がい者(車椅子利用者)のいる世帯の状況についても調査し、必要に応じて住戸玄関の段差解消等を施した車椅子対応住戸の整備・確保を図ります。
- ◆新規市営住宅の整備にあたっては、高層階建設の場合、エレベーター設置や一定数の車椅子対応住戸の整備・確保を図ります。また、低層階建設の場合については、一階部分において住戸玄関の段差の解消に努めた車椅子対応で、バリアフリータイプ住戸の整備・確保を図ります。
- ◆県営住宅の建替時においては、障がい者・高齢者向け住宅の整備促進を働きかけます。

【所管：建築住宅課】

- ◆市営住宅の入居募集に際して、引き続き抽選時に当選確率を高くする措置を行うことにより、障がい者等の優先的入居の実施を図ります。
- ◆市営住宅における今後の障がい者グループホーム事業の推進については、ニーズを踏まえつつ、福祉セクションとの連携のもとで検討を図ります。

③民間賃貸住宅への入居支援 障害福祉計画(地域生活支援事業)

【所管：社会福祉課/建築住宅課】

- ◆「名護市障がい者居住サポート事業」の充実を図り、不動産業者への物件斡旋依頼や家主等との入居契約手続き支援等により、保証人がいない等の理由で民間賃貸住宅への入居が困難な障がい者に対する入居支援を行います。
- ◆市のホームページやパンフレットなどを利用し、市民をはじめ不動産業者・家主へ広く

周知することで、当該事業への理解を深めてもらい入居支援の充実を図ります。

- ◆「沖縄県あんしん賃貸支援事業」（沖縄県居住支援協議会）の普及及び活用促進等を行う中で、障がいのある方も含め、民間賃貸住宅への入居が困難な方への支援を図ります。

④住宅改修に対する支援の実施 障害福祉計画（地域生活支援事業）

【所管：社会福祉課】

- ◆日常生活用具給付等事業により、小規模な住宅改修を伴う手すり等（居宅生活動作補助用具）の設置を図ります。なお、介護保険等の類似サービスとの調整・役割分担を図るため、関連課との連携・情報共有を図ります。

施策2) 福祉のまちづくりの推進

①住環境のバリアフリー化の推進

【所管：社会福祉課／建設土木課／都市計画課／建築住宅課】

- ◆「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の普及に努めるとともに、これらに基づき、道路や公園等のバリアフリー化の推進を図ります。
- ◆社会福祉協議会との連携のもと、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー化に向けて啓発活動を促進します。

②公共施設のバリアフリー化の推進

【所管：教育施設課／建築住宅課】

- ◆学校教育施設等の建築に際しては、施設のバリアフリー化や多目的便所、エレベーター設置等を図ります。また、既存施設については、要望に応じて適宜対応していきます。

③選挙への参加の確保

【所管：選挙管理委員会】

- ◆スロープの設置など障害に配慮した投票所の設置や点字投票、代理投票、郵便投票等の投票制度の実施等、障害の状況に応じた支援を行います。

④要援護者に対する災害時対応の充実

【所管：社会福祉課／介護長寿課／総務課】

- ◆名護市防災計画の見直しを行う中で、避難行動要支援者の避難支援について関係部局との協議を図ります。
- ◆「名護市要援護マップ整備事業」の中で、高齢者及び障がい者（児）への対応として、避難行動要支援者の把握、個別支援計画の作成、情報伝達・避難誘導・安否確認の実施方法、避難所における支援等を明記し、避難支援を図るため、市と民生委員・児童委員等と連携して取り組んでいけるよう検討します。

施策3) 虐待の予防と早期発見

①虐待予防と早期発見、虐待者・被虐待者への相談支援

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者（児）への虐待予防及び早期発見等を行うため、「障害者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律」の概要（趣旨、虐待の定義、虐待発見者の通報義務、通報後の対応等）について、市民、障がい者団体、関係施設、企業等への啓発活動に積極的に取り組むと共に、地域における連携協力体制を整備します。
- ◆虐待防止や虐待のあった際の対応充実、関係機関間の連携強化に向け、名護市障害者自立支援協議会の下部組織として「権利擁護専門部会」の立ち上げに努めます。

施策4) 移動支援の充実

①外出支援サービス等の充実 障害福祉計画（地域生活支援事業・自立支援給付）

【所管：社会福祉課／介護長寿課】

- ◆重度身体障害者移動支援事業の実施を図り、リフト車輛による移動支援を促進します。
- ◆市内のサービス提供事業者が実施する介護タクシーや、市内の一般タクシーの利用に際して料金の一部を助成する「名護市福祉タクシー利用券」について、普及・利用促進に努めます。
- ◆一人では外出することが困難な重度の知的障がい者や精神障がい者に対し、訪問系サービスでの行動援護を提供できるよう、サービス提供事業所との連携や北部圏域での対応等を検討します。

②移動支援の多面的な方策の検討

【所管：企画情報課】

- ◆交通弱者や公共交通が不便な地域の公共交通手段の確保、地域内滞在者の利便性の向上など、将来の名護市の交通体系のあり方検討を目的とし、平成29年度に実施した名護市地域公共交通基礎調査の結果を踏まえ、地域に適した新たな公共交通の導入に向け検討を行います。

③自動車免許取得・自動車改造助成事業の継続実施（再掲）

【所管：社会福祉課】

- ◆障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部助成や、自動車改造に要する費用の一部を助成し、就労等を含めた社会参加の促進を図ります。

Ⅲ章. 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 平成32年度の成果目標

目標の設定にあたっては国が示した指針において、次の考え方が示されています。

○福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加する。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

○地域生活支援拠点等の整備

- ・平成32年度末までに地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備することを基本とする。

○障がい児支援の提供体制の整備等

＜障害児に対する重層的な地域支援体制の構築＞

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

＜医療的ニーズへの対応＞

- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、平成32年度（2020年度）の成果目標を以下のように設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、共同生活援助等を利用し、地域移行を図ることが見込まれる障がい者数を見込みます。

<施設入所者の地域生活への移行に係る方策>

近年の新規入所者数・退所者数をみると、平成 26 年度は 5 人入所、6 人退所（うち地域移行 1 人）、平成 27 年度は 5 人入所、5 人退所（うち地域移行 1 人）、平成 28 年度は 8 人入所、4 人退所（うち地域移行 2 人）となっています。新規入所者数は、この間の実績と同様の傾向と想定し、平成 26～28 年度入所者数の同数を見込みます。退所者数についてはグループホームの施設増が見込めるため、年に 6 人と設定し、18 人を見込むものとします。地域移行数については年に 1 人見込み、地域移行目標数としては 3 人と設定します。

施設入所者の地域生活への移行に向けて、相談支援事業所や入所施設と連携を図り、グループホームでの地域生活移行を促進していくものとします。また、自立支援協議会などを活用し、地域生活への移行のために係る協議を行なっていきます。

事 項	数 値	備 考
平成 28 年度末現在入所者数(A)	113 人	平成 28 年度末 (H29.3.31 現在) の入所者数
目標年度入所者数(B)	113 人	平成 32 年度末の見込み数
【目標】 削減見込み目標値(C)	0 人 (0%)	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標 2%以上削減)
新規入所者数(D)	18 人	平成 30 年～平成 32 年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	18 人	平成 30 年～平成 32 年度末までの退所者の見込
【目標】 地域移行目標値(F)	3 人 (3%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針：目標 9%以上移行)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくものとし、一般就労への移行等を図ることが見込まれる障がい者数を見込みます。

<就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

今後とも、障害者自立支援協議会就労支援部会でのサービス管理責任者等のスキルアップ等の研修会の実施などを行います。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
平成 28 年度の年間一般就労移行者数 (A)	6人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標】 目標年度(平成 32 年度)における年間一般就労移行者数	6人 (A の 1.00 倍)	平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：平成 28 年度実績の 1.5 倍以上)

② 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

事 項	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (A)	20人	平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者数
【目標】 目標年度(平成 32 年度)における障がい者就労移行支援事業所の利用者数	24人 (A の約 1.20 倍)	平成 32 年度末の障がい者就労移行支援事業所の利用者数 (国指針：平成 28 年度末の 2 割以上 (20%) の増加)

③ 平成 32 年度末における各市町村管内の就労移行支援事業所における就労移行率

事 項	数 値	備 考
平成 27 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 (A)	6箇所	平成 27 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 (県提供資料より転記)
平成 27 年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が 3 割以上の事業所数 (B)	1 箇所 (A の 16.67%)	平成 27 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 (県提供資料より転記)

平成 32 年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）（C）	6箇所	平成 32 年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
【目標】 平成 32 年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数（D）	1箇所 （Cの16.67%）	国指針：平成 32 年度末の管内障がい者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

<職場定着率の目標達成のための方策>

職場定着率の目標達成に向け、今後、障害者自立支援協議会就労支援部会で就労定着支援についての検討を行います。

①就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

事 項	数 値	備 考
平成 32 年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み者数（A）	2人	平成 32 年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
【目標】 平成 32 年度末の職場定着人数	1人 （Aの50.0%）	平成 32 年度末の就労定着支援事業の開始から1年後（年度末）における職場定着人数 （国指針：就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上）

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。なお、協議の場については、自立支援協議会住宅支援専門部会を活用していくこととしますが、新たな協議会の設置も含め、柔軟に検討していきます。

事 項	目標年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成 30 年度 (市単独設置)

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

事 項	目標
地域生活支援拠点等の整備	設置

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、市内事業所に児童発達支援センターの指定を促す協議の場を設け、当該事業所による設置を目指していくものとします。

保育所等訪問支援の充実については、現在も実施事業所があることから、今後も事業について多方面への周知を行っていきます。

現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所はありませんが、関連事業所等と協議の場を設け、事業実施を促していくものとします。

医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、障害者自立支援協議会こども支援専門部会を活用し、医療的ケア児支援のための関係機関等の設置を行います。

事 項	目標年度
児童発達支援センターの設置	平成 31 年度 (市単独設置)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	平成 30 年度 (市単独確保)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	平成 30 年度 (市単独設置)

2. 障害福祉サービス利用見込み量等について

本市では、居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。

また生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を図り、グループホーム（共同生活援助）のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

①サービスの概要

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助などの日常生活の支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	—	○	○	○	○	○	○

○印は該当する区分です。以下同じ。

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■居宅介護 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	67 人/月	70 人/月	74 人/月
サービス見込量（時間*）	1,333 時間	1,393 時間	1,472 時間

※時間…「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用時間」。以下同じ。

(2) 重度訪問介護

①サービスの概要

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	—	—	—	—	○	○	○

※障がい児については、対象は 15 歳以上で児童相談所長が認めた者。

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■重度訪問介護 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	10/月	12 人/月	15 人/月
サービス見込量 (時間)	4,093 時間	4,911 時間	6,139 時間

(3) 行動援護

①サービスの概要

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象：知的・精神】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	—	—	—	○	○	○	○

②見込み量

本サービスは市内に事業所が立地していないことから、今後のサービス利用は見込まないものとします。

(4) 同行援護

①サービスの概要

視覚障がいのある方が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象：身体・難病（視覚障害を有すること）】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
同行援護	—	—	○	○	○	○	○

※身体介護を伴わない場合、障害支援区分の認定を必要としない。

②見込み量

平成 29 年度の同行援護利用者が 6 名となっており、平成 30 年度以降の見込みについては、利用者が毎年 1 人増加していくことを見込みます。また、利用量については、平成 26～28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定します。

■同行援護 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	7 人/月	8 人/月	9 人/月
サービス見込量 (時間)	112 時間	128 時間	144 時間

(5) 重度障害者等包括支援

①サービスの概要

重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など、常時介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	—	—	—	—	—	—	○

②見込み量

県内にサービス提供事業所がないため、今後についてもサービス利用は見込まないものとします。

(6) 生活介護

①サービスの概要

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○	○

②見込み量

利用者数は、平成26年度～平成28年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■生活介護 見込み量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	212人/月	226人/月	241人/月
サービス見込み量(人日*)	4,579人日	4,881人日	5,205人日

*人日…「月間の利用者数」×「一月あたりの平均利用日数」。以下同じ。

(7) 自立訓練（機能訓練）

①サービスの概要

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象：身体・難病 標準利用期間：18ヶ月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練（機能訓練）	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

平成29年度の自立訓練（機能訓練）利用者が2名となっており、平成30年度以

降の見込みについては、利用者が毎年 1 人の増加を見込みます。また、利用量については、平成 26～28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定しました。

■機能訓練 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	3人/月	4人/月	5人/月
サービス見込量（人日）	69人日	92人日	115人日

(8) 自立訓練（生活訓練）

①サービスの概要

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象：知的・精神 標準利用期間：24 ヶ月（長期入院・入所からの移行は 36 ヶ月）】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
自立訓練（生活訓練）	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

自立訓練（生活訓練）については今後新規利用者の増加は見込めず、平成 30 年度以降の見込みについては、利用者が毎年 1 人の減少を見込みます。また、利用量については、平成 26～28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定しました。

■生活訓練 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	6人/月	5人/月	4人/月
サービス見込量（人日）	90人日	75人日	60人日

(9) 就労移行支援

①サービスの概要

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：24 ヶ月】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
就労移行支援	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

平成 29 年度 of 就労移行支援利用者が 21 名となっています。平成 30 年度以降の見込みについては、特別支援学校卒業生等の一定のニーズがあることから利用者が毎年 1 人の増加を見込みます。また、利用量については、平成 26～28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定しました。

■就労移行支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	22 人/月	23 人/月	24 人/月
サービス見込量 (人日)	446 人日	466 人日	487 人日

(10) 就労継続支援A型 (雇用型)

①サービスの概要

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 (雇用型)	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■就労継続支援A型 (雇用型) 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	76 人/月	81 人/月	86 人/月
サービス見込量 (人日)	1,444 人日	1,539 人日	1,634 人日

(11) 就労継続支援B型 (非雇用型)

①サービスの概要

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT (具体的な仕事を通じた指導) を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援 (非雇用型)	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■就労継続支援B型 (非雇用型) 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	224 人/月	249 人/月	277 人/月
サービス見込量 (人日)	4,233 人日	4,706 人日	5,235 人日

(12) 就労定着支援

①サービスの概要

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

※平成 30 年 4 月からの新規事業

②見込み量

類似事業等より利用者数を想定します。

■就労定着支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月

(13) 短期入所

①サービスの概要

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
短期入所	—	○	○	○	○	○	○

②見込み量

短期入所(福祉型)については平成 29 年度の利用者見込みが 27 人となっています。平成 30 年度以降の見込みについては、一定のニーズはありますが、施設定員を勘案し、利用者は毎年 7 人の増加を見込みます。短期入所(医療型)については平成 29 年度の利用者見込みが 8 人となっています。一定のニーズはありますが、施設定員を勘案し、平成 30 年度以降の見込みとして利用者は毎年 2 人の増加を見込みます。また、利用量については、平成 26~28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定しました。

■短期入所 見込み量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型	利用者数	34 人/月	41 人/月	48 人/月
	サービス見込量(人日)	238 人日	287 人日	336 人日
医療型	利用者数	10 人/月	12 人/月	14 人/月
	サービス見込量(人日)	72 人日	86 人日	100 人日

(14) 療養介護

①サービスの概要

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【対象：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上】

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■療養介護 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人※）	20 人/月	20 人/月	20 人/月

※人…「月間の利用者数」の見込み。以下同じ。

(15) 自立生活援助

①サービスの概要

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

※平成 30 年 4 月からの新規事業

②見込み量

新規事業のため、サービス利用者数を見込むのは困難であり、見込み値は設定しませんが、事業所への働きかけを行う中でサービス確保に努めます。

(16) 共同生活援助（グループホーム）

①サービスの概要

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
共同生活援助	障害支援区分による制約なし						

②見込み量

受け皿となる施設の増加が見込めることから、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して入居者数の増加を見込みます。

■共同生活援助 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	99 人/月	116 人/月	136 人/月

(17) 施設入所支援

①サービスの概要

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい（夜）の部分です。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	—	—	—	○ (50歳以上)	○	○	○

※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能

②見込み量

退所者及び入所者の数が同数のため、最終的な増減は生じない見込みとなっています。今後も同様に推移するものと見込みます。

■施設入所支援 見込み量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	113人/月	113人/月	113人/月

3. 相談支援サービス利用見込み量等について

(1) 計画相談支援

①サービスの概要

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを実施します。

平成 24 年 4 月より、支給決定プロセスが見直され、障がい福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス利用計画を作成することとなっています。

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の実績を勘案して見込みます。

■サービス利用計画の作成（相談支援） 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	100 人/月	100 人/月	100 人/月

(2) 地域移行支援

①サービスの概要

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受入体制の整備を行うものです。

②見込み量

平成 26～28 年度においては、利用者数が 0 人となっています。今後、地域移行を進める中で利用を促進していくものとし、今後は各年度 1 人の利用を見込みます。

■地域移行支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	1 人/月	1 人/月	1 人/月

(3) 地域定着支援

①サービスの概要

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

②見込み量

平成 26～28 年度においては、利用者数が0人となっています。今後、地域移行を進める中で利用を促進していくものとし、今後は各年度1人の利用を見込みます。

■地域定着支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 (人)	1 人/月	1 人/月	1 人/月

4. 児童福祉法に基づくサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

(1) 児童発達支援

①サービスの概要

未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■児童発達支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	30 人/月	34 人/月	38 人/月
サービス見込量 (人日)	339 人日	384 人日	429 人日

(2) 医療型児童発達支援

①サービスの概要

就学前の障がいのある子ども（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。

②見込み量

市内にサービス提供事業所がないため、今後についてもサービス利用は見込まないものとします。

(3) 放課後等デイサービス

①サービスの概要

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

②見込み量

利用者数は、平成 26 年度～平成 28 年度の伸びを勘案して増加を見込みます。

■放課後等デイサービス 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	170 人/月	198 人/月	231 人/月
サービス見込量 (人日)	2,295 人日	2,673 人日	3,118 人日

(4) 保育所等訪問支援

①サービスの概要

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②見込み量

平成 29 年度の保育所等訪問支援利用者見込みは 2 人となっています。平成 30 年度以降の見込みについては、利用者が毎年 1 人増加することを見込みます。また、利用量については、平成 26～28 年度の利用量から 1 人あたりの平均利用量を算出し設定しました。

■保育所等訪問支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	3人/月	4人/月	5人/月
サービス見込量(人日)	9人日	12人日	15人日

(5) 居宅型児童発達支援

①サービスの概要

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

②見込み量

市内にサービス提供事業所がないため、今後についてもサービス利用は見込まないものとします。

(6) 障がい児相談支援

①サービスの概要

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うものです。

②見込み量

平成 29 年度の障害児相談支援利用者見込みが 40 人となっています。平成 30 年度以降の見込みについては、利用者が毎年 5 人増加することを見込みます。

■障がい児相談支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数(人)	45人/月	50人/月	55人/月

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

①サービスの概要

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行うものです。

②見込み量

当面の間は相談支援専門員で対応することとし、コーディネーターの配置は見込まないものとします。

5. 地域生活支援事業の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を十分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。

※なお、地域生活支援事業は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用を図ることができるものであり、市町村等が必ず実施しなければならない事業の他、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業からなっています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための取り組みを実施し、共生社会の実現を図るものです。

①事業の概要

障がい特性別の接し方等について解説したパンフレットを作成し、名護市役所をはじめ、公民館や障害福祉関係機関の窓口に配置するほか、名護市ホームページでも広報活動を実施することで障がい者等に対する普及・啓発を図ります。

②見込み量

今後も障がい者団体等が実施するフォーラム等への協力やパンフレット等による広報活動等を継続的に実施します。

■理解促進研修・啓発事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込みの有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

①事業の概要

地域の障がい者等とその家族、地域住民や支援者等による自発的な活動（講演会や作品展覧会など）について、実施会場の提供や職員の派遣などにより活動支援を行います。

②見込み量

平成 25 年度より本事業を実施しており、今後も継続的に実施します。

■自発的活動支援事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込みの有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

障がいのある方、家族などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものです。

①事業の概要

■障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携を図るなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターについては未設置となっています。設置時期は未定ですが、設置に向けて取り組みます。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターが未実施となっていますが、社会福祉士等の専門的職員を配置することにより、相談支援事業の機能強化を図る中でカバーしていくものとします。

■住宅入居等支援事業

名護市に住所を有する方や、障害者支援施設に入所または入院していて、直前まで名護市に住所を有していた方で、保証人が確保できない事などを理由に民間賃貸住宅への入居に困窮している障がい者に対して、入居支援及び居住継続支援を行い、障がい者の民間賃貸住宅への入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図る支援を行います。

入居支援、居住継続支援、入居保証について、委託により実施を継続します。

②見込み量

各事業とも、近年の実施状況及び利用状況を勘案し、今後も継続的な実施及びほぼ横ばいでの利用を見込みます。

■相談支援事業 見込み量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
	基幹相談支援センター			
	実施見込み箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	実施見込み者数	0人	0人	0人

基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込み者数	2人	2人	2人

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら実行することが困難な場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

①事業の概要

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者のうち、後見人等の報酬等の費用を支払うことが困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助します。

また、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者のうち、成年後見制度の申立てを行う親族がいないため当該制度を利用することができない者に対し、市長により成年後見制度の審判請求を行います。

②見込み量

平成26～28年度の平均利用実績は0.7人ですが、今後はニーズの増加も見込まれることから、各年度2名の利用を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業 見込み量

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込み者数 ※申し立て数及び報酬助成利用者数	2人	2人	2人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とするものです。

①事業の概要

今後整備していく予定です。

②見込み量

実施主体としては、名護市社会福祉協議会を想定していますが、事業実施の予定がないため、現時点では未定です。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

①事業の概要

本市では意思疎通支援事業として、手話通訳者等派遣事業、手話通訳者設置事業を実施します。また、この他関係部署窓口等へのコミュニケーションボードの設置を図っています。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者並びに団体等に通訳者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。

■手話通訳者設置事業

聴覚障がい者及び音声または言語機能障がい者が市の窓口での各種手続き、相談を行う際の手話通訳を行うため、福祉事務所の窓口に通訳者等を設置します。また、利用者が手話通訳等派遣事業を利用する時のコーディネートを行い、事業の円滑化を図ります。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

■意思疎通支援事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
実利用見込み者数	250 人	250 人	250 人
手話通訳者設置事業			
実施見込み箇所数	2 人	2 人	2 人

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

①事業の概要

障がい者、障がい児及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付又は貸与を行います。

②見込み量

実績に基づき見込み量を算出しています。

■日常生活用具の給付 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付事業			
①介護訓練支援用具	4件	4件	4件
②自立生活支援用具	12件	12件	12件
③在宅療養等支援用具	8件	8件	8件
④情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件
⑤排泄管理支援用具	950件	1,000件	1,050件
⑥住宅改修費	2件	2件	2件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としたものです。

①事業の概要

受講対象者は名護市に在住の方で、手話学習の経験の有無を問わず募集しており、沖縄県聴覚障害者協会へ講師を依頼し実施します。

②見込み量

手話奉仕員登録については、2年間で入門講座・基礎講座を終了した者となることから、受講状況を勘案して見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録見込み者数	5人	2人	5人

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

①事業の概要

名護市では、個別支援型（ガイドヘルパー）と車両移送型（リフト付きバスによる移送）を実施しています。

②見込み量

近年の伸びを勘案して、増加を見込みます。

■移動支援事業 見込み量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
個別支援型 (ガイドヘルパー)	実利用見込み者数	17 人	18 人	19 人
車両移送型 (重度移動支援事業)	実利用見込み箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実利用見込み者数	24 人	25 人	26 人

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、障がい者を通わせ、地域の実情に応じ、創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化を図るための事業を実施するものです。

①事業の概要

(ア) 地域活動支援センターⅠ型事業

専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発事業を実施します。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型事業

基礎的活動に加え、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型事業

基礎的活動の他、地域の障がい者のための援護対策として生活支援や関係機関との連携、当事業の普及啓発活動等を実施します。

②見込み量

現状と大きな変化はないものと見込みます。

■地域活動支援センター 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込み箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
実利用見込み者数	73 人	75 人	78 人

(11) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

①事業の概要

障がい者（児）等の介護者が就労、病気、冠婚葬祭等の際に、一時的に日中活動の場を障がい者（児）へ提供し、介護している家族の負担軽減を行います。事業は、短期入所または日中活動系サービス等を実施している事業所へ委託して実施します。

②見込み量

現状と大きな変化はないものと見込みます。

■日中一時支援事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込み箇所数	9箇所	9箇所	9箇所
実利用見込み者数	72人	72人	72人

(12) 地域移行のための安心生活支援（くらしいきいき応援事業）

障害のある方の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要であることから創設された事業です。

①事業の概要

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、支援策等を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」を作成し、地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する事業です。

②見込み量

委託にて平成 28 年度より実施しており、現状と大きな変化はないものと見込みます。

■地域移行のための安心生活支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込み箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
実利用見込み者数	1人	1人	1人

(13) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

①事業の概要

■スポーツ教室

沖縄県身体障害者スポーツ大会に向けて、スポーツ推進委員等により競技の指導を行います。

■スポーツ大会

年1回市内に在住する障がい者を対象にスポーツ大会を行います。

②見込み量

近年の実施状況及び利用状況を勘案し、今後も継続的な実施及びほぼ横ばいでの利用を見込みます。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
スポーツ大会開催見込み回数	1 回	1 回	1 回
利用見込み者数（参加者数）	130 人	130 人	130 人

(14) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

①事業の概要

視覚障がい者が社会生活上必要不可欠な地域の情報を習得できるよう、市の広報等を吹き込んだ録音テープを定期的に発行します（毎月発行の年間 12 回）。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

■点字・声の広報等発行事業 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用見込み者数	22 人	22 人	22 人

(15) 障害者虐待防止対策支援（緊急一時保護事業）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。

①事業の概要

本市では、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援するため、委託にて緊急一時保護事業を実施しています。

②見込み量

近年の利用状況を勘案し、今後においてもほぼ横ばいで見込みます。

■障害者虐待防止対策支援 見込み量

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
実利用見込み者数	2 人	2 人	2 人

IV章. プランの推進に向けて

(1) 関係機関・団体との連携強化

市内の各種関係機関・団体との連携体制の構築により、本プランの周知・推進を図ります。

また、各種サービスの充実、相談支援事業の効果的实施等については、「名護市障害者自立支援協議会」のもと、地域の関係機関の連携強化・ネットワークの構築を図るとともに、社会資源の開発・改善、中立・公平な相談支援事業の実施等を図っていくものとします。

なお、個別課題のテーマについてより掘り下げた協議を図っていくため、引き続き「名護市障害者自立支援協議会」の専門部会を充実させ、自立に向けた効果的支援の実施に努めます。

(2) 庁内関連部局や国・県等との連携強化

本プランは障がい者の生活全般に関わる広範な施策・事業を位置づけているため、その推進にあたっては、市民福祉部各課の連携はもとより、住宅、教育、就労、まちづくり等、全庁的な連携のもとで着実に推進していきます。また、国や沖縄県、近隣町村との連携・協力体制の構築を図ります。

(3) PDCAサイクルによる進行管理

今後においては、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により、本プランの進行管理を行っていくものとします。

具体的には、本プランで位置づけた内容を円滑且つ着実に実行していくため、福祉領域の各種計画等の進捗確認を行う組織として設置予定の「(仮称)名護市地域保健福祉推進委員会」において定期的な情報交換や自己評価を行います。また、その結果を次期プランに反映していくなど、課題等に随時対応していくものとし、施策等の一層の充実に努めていきます。

